

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 2 月 7 日 (火) 号外第 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（1）（青少年・家庭課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営の基準について定めた規定及び特定遊興飲食店の営業の規制について定めた規定中引用する児童福祉法の用語を改める。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

条 例

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 2 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 1 号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>児童心理治療施設</u>の設備及び運営の基準)</p> <p>第15条 <u>児童心理治療施設</u>の設備及び運営に関する基準は、別表第 9 のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>児童心理治療施設</u>の設備及び運営に関する基準は、<u>児童心理治療施設</u>の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>(<u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備及び運営の基準)</p> <p>第15条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備及び運営に関する基準は、別表第 9 のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備及び運営に関する基準は、<u>情緒障害児短期治療施設</u>の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</p>

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>特定遊興飲食店営業</u>の規制)</p> <p>第13条 法第31条の23において準用する法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、第 4 条第 2 項に掲げる地域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(以下「児童福祉施設」という。)のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設から50メートル以内の区域</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(<u>特定遊興飲食店営業</u>の規制)</p> <p>第13条 法第31条の23において準用する法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、第 4 条第 2 項に掲げる地域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(以下「児童福祉施設」という。)のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設から50メートル以内の区域</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。